

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400690 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500019 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和 3 年 2 月 16 日から令和 2 年 11 月 16 日に訂正し、令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月までの標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 2 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 2 月 16 日まで

私が B 事務所(適用事業所名称は、A 社)に入社した当初、事務所から入社後 3 か月は保険に加入しないので、自身で保険に加入するよう説明を受けた。しかし、退職後に届いた書類を見ると、入社後の 3 か月間についても保険に加入している記載が確認できたので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者及び B 事務所から提出された請求期間に係る給料支払明細書及び令和 2 年分給与所得の源泉徴収票、同事務所から提出された請求者に係る在籍証明書、令和 2 年分及び令和 3 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、2021 年度から 2023 年度までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに請求者の勤務条件を記した書面により、請求者は請求期間において、同事務所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、請求者及び B 事務所から提出された給料支払明細書等において、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者の請求期間については厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っておらず、当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は令和 2 年 11 月 16 日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答、請求者及び B 事務所から提出された請求期間に係る給料支払明細書等から、38 万円とすることが必要である。

ただし、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500005 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500020 号

第1 結論

請求者のA社における令和4年7月1日の標準賞与額については、38万円を43万円に訂正することが必要である。

令和4年7月1日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年7月1日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年7月1日

A社から令和4年7月1日に支払われた標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と相違していることが分かったので、当該期間に係る標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びにA社の回答により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(38万円)を超える43万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤った額で年金事務所に提出した旨陳述していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400688 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500008 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年*月から平成 3 年 3 月まで

請求期間当時は大学生で、親元を離れて A 県 B 市に居住していた。

母から学生時代の国民年金保険料は、私そして兄弟の分も納付したと聞いていたが、母が亡くなり、その後学生時代の国民年金保険料が未納であることが判明した。

母は支払いを怠らないきちんとした人であり、母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれたと確信しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は大学生であり、母が私の国民年金の加入手続を行い、20 歳から就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求者又は請求者の母が、大学生であったとする請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の任意加入の手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間当時の住所地であるとする A 県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求者は請求期間当時、国民年金に未加入であり、請求者又は請求者の母は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、B 市は、請求者の国民年金の加入に係る資料は保管していない旨回答している上、請求者が所持する年金手帳の初めて国民年金被保険者となった日(平成 5 年 4 月 1 日)は、平成 5 年当時の住所地である C 市の国民年金被保険者台帳の資格取得日及びオンライン記録と符合しており、請求期間に係る国民年金の記録を確認することはできない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。